

議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年2月6日（木）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席委員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席委員	なし	
議長の出席	あり 足立義明議長	
職務出席者	鈴木議会事務局長	
傍聴者	なし	
開会	13時00分	
記録者	議会事務局 前田書記	
調査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日程	発言者	内 容
開会	田中委員長	*起立、礼 始める。 議長、あいさつをお願いする。
	足立議長	結構だ。進行していただきたい。
協議事項(1) ①一般質問生 中継	田中委員長	協議事項（1）①一般質問の生中継について。 前回、一般質問の生中継について議論していただき、方向を出していただいた。その後、執行部と話をして回答が返ってきたので、「このような形でやります」ということを、局長から報告していただきたい。
	鈴木議会事務局長	口頭になるが、前回の特別委員会の後で、議論していただいた方針を総務課長に伝達し、執行部がそれでよいかというのを確認してもらい、返事をいただいた。 3月定例会から、町長の施政方針を生放送させてもらうこと、それから一般質問についても生放送させていただく。一般質問生放送の際の休憩時間の取扱いについてだが、映像は議場内を映す。これまでは正面の町章だけをアップにして映していたが、議場内の様子を映すということと、音声は、休憩中はオフにする。無音の状態になる。これについて、執行部に了解の返事をいただいた。 録画については、これまでと同じ形で、休憩時間については議長の宣告、「しばらく休憩します」までは入って、次の「再開します」というところから始まる。土、日、月に放映させていただく。
	澤委員	休憩中のカメラは固定か、切り替えがあるのか。
	田中委員長	全方位みたいなことはしない。固定だ。 ほかに。

	皆	なし。
	田中委員長	では3月議会から、一般質問の日は、10時開会から一般質問が終わるまで映る。
	足立議長	今日に至るまで、皆さんのいろいろな意見があった。その中で議長として、極力休憩は取らないやり方を進めていこうと思っている。皆さんも、そのあたりを十分に理解した上で一般質問を行っていただきたい。極力、生放送に近い形の議会放映をしたいと思う。極力、休憩を取らない方向で行いたいと思う。理解しておいていただきたい。
	田中委員長	よいか。 今、議長から「休憩の状態をつくらないように」ということで、議長の指揮監督の発言で、その場を回していくということで、休憩中に調整することはないような形でやりたいということだ。そのつもりで、一般質問の際には我々も心して臨むということを改めて。
	鈴木議会事務局長	確認だ。一般質問の生放送についてだが、一般質問の議員と議員の間の休憩（トイレ休憩）については、先ほど言った休憩の取扱いで、映像は流れるが音声は流れない状態とさせていただく。昼食の休憩時間は、12時まで一般質問をして、13時再開を目途に動くので、この間は文字放送等に切り替えて、議会放送は中断する形にさせていただく。基本的には、12時には休憩に入るが、12時にかかってしまうと、放送を切らざるを得ないようになるので、そこはご注意ください。それから、もしも17時を過ぎるようなことになる場合も、17時で放送が切れることもあり得ることをご理解いただきたい。録画はこれまでと同じように、全部放送する。生は、そのようなことがあるので、ご理解願いたい。
	升井委員	一般質問の日にちが3日目となっているが、3月の・・・。
	鈴木議会事務局長	基本的な日にちを申し上げますと、議運（*田中克美委員長）で決定されることになるが、3月6日開会予定で町長の施政方針、補正関係等の議案審議を採決まで行う・・・。
	足立議長	だけど、まだ議運で決定していないのに・・・。
	田中委員長	予定としては。
	足立議長	議運の委員長が了解すればよいが。
	田中委員長	見込みで。
	柳委員（副議長）	あまり言われたいほうがよい。
	足立議長	そう思うが、議運の委員長がよいと言っている。やむを得ない。
	田中委員長	見込みで。
	鈴木議会事務局長	*3月議会日程を説明

		<p>9日は一括説明、10日は中学校卒業式、11日に一般質問の予定だ。質問される方の人数にもよるが、多ければ12日にもかかるかもしれない。その後はまた。</p>
	田中委員長	<p>今の説明からすると、本会議3日目、11日という見込みだ。正式には決定されていない。</p> <p>では、3月議会から施政方針、一般質問の生放送を行うということで、議会の我々の活動の理解を広げる機会と捉えて、全員がそういう腹を固めて頑張っていきたいと思うので、皆さんよろしく願います。</p>
協議事項(2) 議会活動・議員活動	田中委員長	<p>それでは、協議事項(2)議会活動・議員活動について。</p> <p>前回も言ったように、議員報酬のあり方についての議論に入るが、入口として議会活動・議員活動について、これまでの議員報酬の議論をした特別委員会も含めて、その都度どこかで、議会活動・議員活動についての法令等に基づく説明は行ってきたが、これから具体的に議論する入口として、改めて議会活動・議員活動とはなんぞやと、どういうものがそれに該当するのか、法令がどうなっているのかを含めて、認識を共通にしていきたい。まずそこから、今日は入りたいと思う。お手元に資料を配付している。これは、局長にお願いして作ってもらった。会津若松市の資料が付いているが、これは、議員報酬のあり方を検討した先進市議会として有名なところだし、以前にお渡しした葉山町議会の報告も、会津若松市のものを学んで、それを踏まえて作ったものだが、会津若松市を今日ここに載せているのは、平成22年11月に市議会が行った第6回目の市民との意見交換会が、報酬と定数などの問題で、これが最後の意見交換会だ。この最後の意見交換会で参加した市民の皆さんに渡した資料がホームページにあった。その中の定数の部分はカットしている。議会活動や議員活動を考える上での参考資料として添付している。共通認識にすることが目的だ。資料に基づいて進めたい。局長からかいつまんで説明させる。まず、議会活動について説明してもらって、皆さんの疑問、意見、質問を出してもらって、進めたいと思う。</p>
	鈴木議会事務局長	*資料P1、2を説明
	田中委員長	<p>岩美町議会としての活動は、このようなものですよと。こういったものが範ちゅうに入るとのことだ。質問はないか。何でもよい。新しい人もおられるし、古い人も、確認も含めて発言していただけるとありがたい。</p> <p>一つ、留意していただきたいことがある。地方自治法第203条第2項の規定は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるというものだが、これは、費用弁償の対象になる活動ということで、公的活動だから費用弁償になるという理解をして第203条第2項を引いている。例え</p>

		ば、町内での派遣だと費用弁償をしないことにしたとしても、それは、費用弁償を受けるか受けないかに焦点があるのではなくて、あくまでも公的な活動として理解できる範囲がこういうものですよということのために書かれている自治法の規定なので、そのことはご理解願いたい。
	澤委員	監査委員の定期監査とか決算審査とかは、活動に含まれないということか。
	鈴木議会事務局長	それは監査委員の業務で、議選で監査委員が選ばれているが、あくまでも議員としてではなく、監査委員として業務をしていると理解していただきたい。
	柳委員（副議長）	皆さん分かりにくいと思うので、1ページのIで、現時点で執行している費用弁償というのは、適正、適法でやっているということの理解のほうが私はよいと思うし、今後この会で費用弁償を廃止するだとか、削るとかは、また次のステップだと思うが、大きいI、II、IIIで、IVに局長が考えられる、議会活動として挙げられるものがあるでしょう。法定外の。これは現在、支給対象となっていないわけでしょう。今日の課題として、もしも費用弁償を継続するのであれば、このIVをどう捉えるかということも協議するでしょう。
	田中委員長	いや、あの、逆の発想でお願いしたい。費用弁償を出すか出さないかということではなくて・・・。
	柳委員（副議長）	違う、違う。私が言っているのは、今後、最終的に特別委員会でどうなるか分からないが、継続するか廃止になるか分からないが・・・。
	田中委員長	まだ議論していない。
	柳委員（副議長）	局長が想定されるということで書かれたIVは、現在費用弁償になっていないでしょうという話だ。それを皆さんに理解していただかないと、IからIVまで費用弁償の対象になると理解されてもいけないので。
	田中委員長	そのためにさっき・・・。
	柳委員（副議長）	いやいや、たぶん皆さんが理解できていないので。
	田中委員長	費用弁償が出ているか、出していないかは置いて・・・。
	柳委員（副議長）	対象となるか、ならないかという協議をするが、という話だ。
	田中委員長	公的な活動としてみなされているから、費用弁償の対象になるという理解でこの議論をしようということを行っている。
	柳委員（副議長）	それが今皆さんに浸透していないので言っている。「法定外だから出ない」という方もおられるし。
	田中委員長	現状では出していないということを理解してもらえばよいのでしょう。

	柳委員（副議長）	<p>私が今言っているのは、「法定外だから出ない」という認識の委員もおられるので、そこをもう少し柔らかくしゃべらないと、長い期歴の方は分かるが、新しい方は、今局長が「こういうことも想定される」と掲げられたIVが、どういう対応をしていくのか、分かっていた方がおられたから、私はあえて問題提起的に言わせてもらっただけだ。本来、このIVの活動がないと実質の議論が成り立たない根本なので、これは法定外といえども、完全な議会活動にみなすべきだという認識はあるが、さあそれをどうするのかという認識にまで至っていないので、あえて柔らかく、もう少し優しく丁寧に、IVについては言われたほうがよいと思う。</p>
	杉村委員	<p>今説明を受けているのは、現状の説明であって、認識を確認するということであって、IVは現在支給対象にしていないというだけで、それをどうするとかどうのこうのは、今後のことだという委員長の説明だったと思う。柳委員の言われたことまで、ここで議論する話ではないと思う。</p>
	柳委員（副議長）	<p>人が言った意見に対して、ああだこうだというのはやめよう。私もだいぶ抑えている。</p>
	田中委員長	<p>どの範囲を公的な議員活動と捉えるかということを押さえないということだ。議会活動として。その後に議員活動に移る。</p> <p>こんな言い方をするとなんだが、2期以上の人には、新しい人の理解を深めてもらうということを考えると、いろいろと確認も含めて、分かったことだと思うが、自分なりの意見、考え方、確認の発言をしていただきたいと思う。何を言ってもよいか分からない人もあると思う。目標は認識を共通にすることだ。いかがか。</p>
	杉村委員	<p>議会活動の法定内、法定外については、このとおりだと思う。こういった状態なんだということを、町民の皆さんに認識していただくためには、日数もそうだが、時間、本会議（臨時会）は3日間ということだが、時間は何時間ということも含めなければ、町民の理解はいただけないと思う。</p>
	田中委員長	<p>会津若松市議会の資料は、実際の会議の所要時間を8で割って日数を出している。ただし、あくまでも会議の時間であって、移動時間とかはない。会議のための準備時間は一切入っていない。打合せの時間も入っていない。杉村委員が言われるように、町民に判断していただく素材として我々が提供するとすると、それも併せて分かりやすいように提供することになると思う。</p>
	澤委員	<p>だけど、岩美町の場合は、日にちに8をしたって・・・。 （※語尾の声が小さく、音声聞き取れず）会津若松市の逆で言えば。</p>
	田中委員長	<p>別に会津若松市と比較することはないが。</p>

	澤委員	会津若松市の計算式ですのなら・・・。
	田中委員長	会津若松市はそうしているということで、時間が何時間ということもないと、町民の理解が得られないのではないかと いうことだ。何日としているが、会津若松市の場合は、所要 時間割る8で何日という計算の仕方だということだ。
	杉村委員	今、すれ違いの感じを受けた。 たとえ臨時会は3日間とは言っても、1日1時間そこらだ と思う。3日間でトータル3時間なら3時間、3時間を会津 若松市の場合は8で割って、3日間とは言え3時間なのだから、0.何日というような形を会津若松市はしているという ような説明だったように思う。
	田中委員長	そういう意味だ。
	杉村委員	ということを委員長から説明を受けたが、今のご意見から は逆だと思う。すれ違いだと思う。私の認識が違うのかもしれ ないが。
	田中委員長	すれ違いではないと思う。
	杉村委員	説明するなら、実質の時間で説明したほうがよいと思う。
	田中委員長	要するに、会津若松市の職員が8時間勤務だから、それと の比較で納得していただくために、所要時間割る8で日数を出 したと読んだ。澤委員も、すれ違いの話をしているとは思 っていない。会津若松市と比較をしなくてもよいではないかと 言っただけだ。 法定外の会議等で、先ほど柳委員からも意見があったが、 後で議員活動と言うといろいろと出てくると思うが、例えば 話がずれるが、今日のための局長との電話のやりとりの時間 を計ってみたら、52分だった。局長とやり取りする前に、 メールで送ってもらった資料をプリントアウトして読んで検 討して、いろいろ考えた時間を後で時計を見たら、2時間5 0分かかっていた。 さまざまな形で議会を成り立たせていくための活動時間と いうのは、さまざまあると思う。局長がまとめてくれたもの を見て、改めて思ったこととかないか。当たり前と言えば、 当たり前だが。 地方自治法第100条第13項の議員派遣で、2つあると 思う。「議案の審査と当該普通公共団体の事務に関する調 査」、ここの読み方だが、議案審査に関する調査と団体事務 に関する調査、要するに調査だと思うが、そのために議員派 遣をすると。それから時間とは別に、「その他議会において 必要があると認めるとき」に議員を派遣するということなの で、これはあくまでも議会として活動する場合で、法令、規 則に根拠があることと、それから、一人の議員、二人の議員 で、委員会全体とか議会全体でなくても、特定の議員が派遣 される場合は、委員会を代表しているものであったり、議会

		<p>を代表するものであったりということだと思う。そういうように理解するのではないかと思う。常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の場合は、あくまでも議会の議決によって付議された特定の事件に関わっての調査、研究だと思う。そのあたりはかなり厳密に理解しておくということが、これから我々の活動を仕分けしていく上で、判断する上で、大事だと思う。</p> <p>Ⅱの3、協議・調整を行う場というイメージができるか。升井委員、イメージできるか。</p>
	升井委員	全協の感じか。
	田中委員長	<p>「議案の審査、議会の運営に関して協議又は調整を行うための場を設けることができる」ということで、例えば、Ⅰの地方自治法第203条第2項の解釈の③から⑥は、法に基づく正当な職務の執行ではないとされてきた。法に基づく正当な職務の執行ではないと言われてきたものを、法に基づく正当な職務の執行と言えるようにするために、地方自治法第100条第12項の規定が設けられたと理解すればという話だ。これが議会としての活動になるんだという理解だ。</p>
	升井委員	町長とか、議長に参集を求められて出席した場合・・・。
	柳委員（副議長）	<p>升井委員、利口気に言うようだが、例えば、付託案件でなかった場合は、本会議でどここの常任委員会に付託するという案件でない限りは、法定の会議とみなされなかったということで、この規定によって全協というものが法定の会議になった。ここにある③から⑥が、今では全協の審査に匹敵する。この法が改正されるまでは、全協は費用弁償対象外の会議だった。この法が改正されて、審査・協議をする場に指定できることによって、法定の会議として全協が位置づけられて、今では費用弁償の対象となっている。③から⑥は基本的には全協で、議長が主宰してもそうだし、町長が招集してもそうだし、例えば、議員が「これこれやりましょう」と全協を開いても、法定となったことによって費用弁償の対象となった。③から⑥は、基本的には全協をイメージしていただいたらよいと思う。局長、そのような理解でよいな。</p>
	鈴木議会事務局長	はい。
	柳委員（副議長）	法改正によって全協を、そのような場として定めることができるということで、岩美町も条例で定めたということだ。
	田中委員長	<p>全協が主だと思うが、このの文言で言うと、Ⅰの⑥「議長において各党代表と協議のため参集を求められ出席した場合等」とあるが、現在結構これをやっている。全協室でなく、議長室でやっている。議会運営などの協議・調整のために議長の招集でやるというものと、これを協議・調整を行う場に、地方自治法第100条第12項に沿ったものにしようと思ったら、うちの会議規則を変えないといけない。会議規則</p>

		第126条に、全協だけでない場を規定する必要があるのだろうと思う。そこまで広げると、これまで法に基づく正当な職務の執行でないとされていたものが、もちろん正当な議会活動を前提とするが、カバーできるようになる。概ね全協だが、そこにすると全協だけになってしまうので、その法定外の会議等という中に一杯入っていると思う。たぶん。「場を設けることができる」という法の規定に基づいて、うちの会議規則第126条に追加の規定をしていく必要があると思っている。
	柳委員（副議長）	IVを入れようと思ったら、しなければならない。
	田中委員長	「場」で拾うしかない。そこには、説明に足りるだけの根拠と道理がないといけない。これからの一つの課題だと思っている。それは、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場」ということで、調整だけに限っていないので、カバーができると思う。ほかはどうか。現状は、局長がまとめてくれたように、議会としての活動はこうだと。今日も午前中にやったが、1期目議員の勉強会も議員派遣ということで、担当委員長も含めて議員派遣としている。
	宮本委員	確認だ。 東部広域はどうか。
	鈴木議会事務局長	それは、東部広域議会の議員としての活動になる。
	宮本委員	議員活動・・・。
	鈴木議会事務局長	東部広域議会の活動だ。
	宮本委員	岩美町議会として代表者を出しているのに。 了解した。
休憩 再開	田中委員長	休憩する。 14時05分 休憩 再開する。 14時15分 再開
	田中委員長	議員活動について、局長から説明させる。
	鈴木議会事務局長	資料は作ったが、どうやって説明しようかと思っている。 *資料P3～説明
	田中委員長	まず、文言の意味とかも含めて質問があれば。どうか。
	橋本委員	資料5ページの最後、「・広報活動は、住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであること」と書いてあるが、その上、6の広報費との整合性はどうか。
	田中委員長	私もよく分からない。
	橋本委員	どのように解釈すればよいか。
	柳委員（副議長）	これは、議員活動を通じて議会活動に反映させるということだと思う。これは、議員活動の分でしょう。
	田中委員長	もちろん、議員活動だ。
	柳委員（副議長）	だから、議員活動は最終的に議会活動に反映させるための



		広報でないといけないという意味だ。委員長が発刊されている「明るい岩美」なども、住民の声を含めてお出しになられて、それを議会活動に結びつけていくという、あれも議員活動になるということでしょう。
	田中委員長	解釈が難しい。私もよく分からない。
	柳委員（副議長）	議員活動と広報活動は、最終的には議会活動に結びつかないといけないという話だ。
	田中委員長	そういう意味で、この文章は書いているのか。
	鈴木議会事務局長	申しわけない。 これは、県のものを紹介させていただいているということでご理解いただきたいと思うが、恐らく、調査・研究、あるいはそれに類する活動というふうに、県のほうはとっているのかなど。情報を発信するだけでは、調査・研究にならないので、情報を発信して、それに対して住民の意見を募集するようなことが含まれていけばいいのかなと思う。
	杉村委員	鳥取県のことなので、鳥取県議会議員が、岩美郡選挙区からもおられる。その方の調査報告書などは県のホームページに公開されていて、その中に広報費として20万円とか30万円とか、確か額が上がっていたと思う。具体的に見ると、結果的に議会活動につながるような内容なのでしょう。それ自体が特に意見を求めるということが書いてあったか、なかったかまでは覚えてないが、ご自分の活動を主に書いておられるものが、鳥取県の調査・研究費として認められているからこそ、県のホームページに上がっているのだと思う。つまり、私が申し上げたいのは、結果的に議会活動につながっているということであれば、鳥取県も認めているのではないかなど。ことさらに意見を求めるとか、求めないのかということまで書かなければだめだとか、どうのということまでの運用はされていないように思う。
	田中委員長	出ているのだったら、そうだろうな。
	杉村委員	今回局長のほうで鳥取県の調査活動の例をお示しいただいたが、第4回の委員会の時（R元.9.30）に栗山町の資料も配付されているので、やはり県だけでなく、その部分も同時によく参考にすべきだと思う。
	田中委員長	お手元にある会津若松市の資料 P11. 12で、①、②は法の定める範囲で議会活動として認められるもので、議会活動のための事前準備に関するすべての活動だと。具体的には本会議における一般質問の原稿作成や議案の精読などの活動、質問準備のための現地調査や調査研究などの活動を言うところ。そういう議会活動をするために議員個人の努力、取り組む活動をみんな含むということだ。局長と話をするために私が昨日2時間50分、今日の資料を読んでいるいろいろ考え

		<p>たというのも、こういう活動になるわけだ。そのために意識的に時間を計った。議員であるがゆえに拘束される活動時間、準備をする時間というのは、まさに議会活動、及び議会活動をこなしていくために必要な、議員としての活動時間だということを大雑把に・・・。(※語尾の声が小さく、音声聞き取れず)</p> <p>政務活動と言われているのは、公務性という観点から見た場合に政務活動として規定されているものにはどういう活動があるかというアプローチの仕方をしたということだと思うが、ここに書かれている、こういう活動があたるよと言われているものを、実際にはこれは研修費と上げられるものでも、公務性があるかということは、そういう観点でチェックするしかないだろうと思う。会津若松市とか、こういう形でいろいろ定義してきた市、町の事例は、接近の仕方や考え方が共通しているのではないかと思う。最終的にはそれぞれの地域性があると思うが、こういう角度から理解して、我々一人一人の活動を仕分けしていくことが必要なのではないかと思う。</p>
	柳委員（副議長）	<p>政務活動費の範囲もグレーなところがある。オンブズマンにチェックされて、「いけません」みたいな。ここでいうと、留意事項の中に「会費の支出対象者である団体の活動内容や実態が、政務活動として適当であること」とあるが、自分のところでは適当と思って参加しても「いけない」と言われたら、いけないことになる。</p>
	田中委員長	<p>そういうことだ。</p>
	足立議長	<p>議長会とかはどう判断するのか。東部議長会、県議長会あたりは。</p>
	田中委員長	<p>個人ではないので、議会の活動になると思う。</p> <p>議員活動、議会活動として判断されるもの以外で、議会活動を遂行していく上で必要な準備とか調査とか、それから政務活動ということであると、資料購入ということもあるが、そのように密接に関わっている活動というのが議員活動、要するに、公務性のある議員活動になるというのが大枠だ。ただ、細かい仕分けは葉山町や会津若松市の具体的な仕分けを見ながら、岩美町議会の議員の活動としてどのようなものがあるかというのは、そのような作業をしなければならないと思う。それで、全国議長会の最終報告が出している段取り、手順だ。実際に我々の日々の活動がどこに位置するかを判断することになって、最終的には町民との関係で説明したり、理解してもらおうということになると、説得力を持った仕分けと集計みたいなことが必要となるので、北海道福島町、葉山町、会津若松市の資料を次までに読んできてもらうことと、持参してもらって、岩美町議会の場合にどんなことが考えら</p>

		れるのか共通の認識で、「こういう活動が我々にはあるな」と。後は、最終的には一人一人のチェックみたいなことが必要になると思うので、そういうことを次はしたい。読んでいただくということと、持ってきていただくということだ。議論するための資料をどうするかということは、その前に副委員長や局長と相談して示したいと思う。
	鈴木議会事務局長	葉山町は、平成31年2月13日の議員報酬調査特別委員会の時のものだ。
	田中委員長	杉村委員が言われた福島町は、いつだったかな。
	杉村委員	私が言ったのは、栗山町のことだ。
	田中委員長	ああ、福島町でなく栗山町だ。
	杉村委員	元年9月30日、第4回。
	田中委員長	ということで次回、葉山町議会の報告書、栗山町議会の資料、会津若松市の資料。 次回をどうするか。
		※「全協前、20日」、「20日はちょっと」、「では、全協後」の声あり。
	田中委員長	でも、全協は時間がかかるな。 終わってからするか。
		※「終わってからやろう」の声あり。
	足立議長	ただ、本当に案件がどれくらい上がってくるか分からない。
	柳委員（副議長）	3月に向けた全協なので、分からない。 それから、確かに委員の予定を聞くことも大事だが、議長日程を見て、委員長と相談して決めればよいと思う。
	足立議長	20日に出来ない人は。
		※橋本委員、升井委員、吉田委員挙手
	足立議長	3人はいけんな。
	田中委員長	午前も午後もか。
	吉田委員	私は昼からだ。
	橋本委員	私は上京するので一日だ。
	田中委員長	升井委員、午前はどうか。
	升井委員	午前はよい。
	柳委員（副議長）	新しい方は、絶対おられたほうがよいと思う。
	足立議長	では、全協後に時間があれば。時間がとれたらということにして。とれなかったら、日程はその時に変更するということだ。
		※「はい」の声あり。
	田中委員長	2月21日、全協終了後。無理だったら、その時に日程を相談する。
	足立議長	2時間以上時間がとれない場合は、変更するということだ。

	田中委員長	1時間半でもよいかもしれない。
	足立議長	様子を見て。
閉会	田中委員長	以上で、特別委員会を閉会する。 *起立、礼 14時58分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

議会活動の在り方検討特別委員会  
委員長